



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
7月15日
第325号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) 2

○ 公 告

- 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告(環境政策課) 3
- 令和4年度職業訓練指導員試験実施公告(労働雇用政策課) 4
- 公共測量実施公告(監理課) 6
- 一般競争入札の公告(警察本部会計課) 6

○ 教育委員会規則

- ※滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(教育総務課) 8

○ 教育委員会教育長告示

- 博物館の登録の変更(教育総務課) 8

○ 病院事業庁公告

- 一般競争入札の公告 9

告 示

滋賀県告示第302号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスキッズ☆statio n湖南	湖南市石部東一丁目3番6号	仁愛株式会社	草津市草津町1540番地1	放課後等デイサービス	令和4.7.1	2552300143

滋賀県告示第303号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、

次の者から廃止の届出があった。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
放課後等デイサービスキッズ☆statio n湖南	湖南省市石部東一丁目3番6号	株式会社スマイルフューチャー	近江八幡市上野町46番地	放課後等デイサービス	2552300119	令和4.6.30

滋賀県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
小規模多機能型居宅介護事業所のさと	栗東市十里330番地の1	特定非営利活動法人宅老所心	草津市駒井沢町343番地	生活介護 短期入所	令和4.7.1	2511200343
ウェルメント水口3	甲賀市水口町伴中山214番地	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援A型	令和4.7.1	2511400448

滋賀県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
みらい薬局石部	湖南省市石部中央一丁目3-24	薬局	橋川源	令和4.7.1

滋賀県告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	みらい薬局石部	湖南省市石部中央一丁目3-24	薬局	橋川源	令和4.7.1

滋賀県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
株式会社ルックドイ薬局 高島支店	高島市勝野2245-8	薬局	令和4.6.30

滋賀県告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
株式会社ルックドイ薬局 高島支店	高島市勝野2245-8	薬局	令和4.6.30

公 告

株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告

株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨(以下「事業者」という。)から送付のあった株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業(以下「本事業」という。)に係る計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和4年7月4日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。
本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 一般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
今後の手続を進めるに当たっては、本事業の内容をできる限り明確にするとともに、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降の手続において適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 風害 方法書以降の手続における予測および評価に当たっては、科学的な知見により妥当性が確認された予測手法を選定すること。
事業実施想定区域は鉄道の沿線であるため、歩行者等への影響だけでなく、鉄道の運行に支障が起るような風環境の変化についても考慮したうえで、調査、予測および評価を行うこと。
- (2) 景観 事業実施想定区域西側における景観モニタージュの結果から、歴史的・文化的に親しまれ、かつ湖南地域を代表する景観資源である三上山に対する眺望への影響が一部認められる。
このため、方法書以降の手続において、景観に係る複数案の検討結果についての評価を見直すとともに、事業実施想定区域西側における三上山の中景および遠景の変化を確認できる調査地点を選定し、適切に予測および評価を行うこと。

令和4年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レーザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科
- 2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)
- 3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり
- 4 受験資格
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者
 - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 試験日時 令和4年10月6日(木)午前10時30分から正午まで
- 6 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類
 - (2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
 - (3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - (4) 申請書類の提出期間 令和4年8月26日(金)から令和4年9月9日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、郵送の場合は、令和4年9月9日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (5) 受験手数料 3,100円
 - ※ 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。
 - ※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。
 - ※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
 - (6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。
- 8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

9 合格発表 令和4年11月9日(水)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 期間 令和4年11月9日(水)から令和4年12月8日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階
- (4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)
- (5) 開示する内容 得点
- (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

- (1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。
- (3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。)	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業の地域 長浜市木之本町川合
- 3 作業の期間 令和4年7月12日から令和4年10月14日まで

一般競争入札の公告

警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年7月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 警察情報ネットワーク端末機器(搬入等を含む。) 一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和5年1月1日(日)から令和9年12月31日(金)まで
 - (4) 借入場所 仕様書による。
 - 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
 - ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル
 - イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から③までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および機能証明書
- (2) 提出期限 令和4年8月5日(金)正午まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年7月15日(金)から同年8月23日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月24日(水)の午前9時から正午まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和4年8月24日(水)正午まで
- (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和4年8月24日(水)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Police information network terminal equipment, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, August 24, 2022
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2263)

教育委員会規則

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月15日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第7号

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「連帯保証人」を「申請者が未成年者である場合は、連帯保証人」に改める。

別記様式第1号中

連帯保証人氏名
親権者または
未成年後見人

を

連帯保証人氏名
申請者が未成年者の場合は親権者または未成年後見人

に改め、同様式中注3を注4とし、注2を

注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

注1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。

別記様式第10号中

連帯保証人
親権者または
未成年後見人

を

連帯保証人
申請者が未成年者の場合は親権者または未成年後見人

に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第10号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

教育委員会教育長告示

滋賀県教育委員会教育長告示第2号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項の規定により令和2年11月24日に次のとおり変更登録した。

令和4年7月15日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

登録事項	変 更 前	変 更 後
------	-------	-------

施設名	観峰館	観峰館
所在地	東近江市五個荘竜田町136番地	東近江市五個荘竜田町136番地
設置者	公益財団法人日本習字教育財団	公益財団法人日本習字教育財団
設置者の住所	福岡県福岡市中央区警固一丁目12番11号	福岡県福岡市中央区赤坂二丁目6番11号

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における高圧蒸気滅菌器の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年7月15日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 高圧蒸気滅菌器 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
 - ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧(仕様書「Ⅰ. 調達物品および構成内容」に対応したもの)
 - イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)
 - ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等
 - エ その他、仕様書内で事前の提出を要求している書類

- (2) 提出期限 令和4年7月29日(金)15時まで

(3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

- イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和4年8月5日(金)までに通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
FAX 077-582-5931
- ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。
- エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和4年7月25日(月)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。質問の提出を確認した後、令和4年7月28日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。
- (2) 契約条項を示す期間
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和4年7月15日(金)から令和4年8月18日(木)まで
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和4年7月15日(金)から令和4年8月18日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 令和4年8月8日(月)から令和4年8月18日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (6) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。
- イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和4年8月19日(金)9時30分 滋賀県物品・役務電子調達システム
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : autoclave, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, August 18, 2022
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

